

学位論文の要約

学位論文題目 景観まちづくりに向けた色彩計画に関する研究
-地域特性を活かした景観施策への展開-
氏 名 牧野 暁世

本論文は、景観まちづくりに向けた色彩計画に関する景観施策への展開の方向性を明らかにすることを目的とする。研究の対象および方法は、1. 地域特性を活かした色彩計画の先進地域における、策定の経緯と、景観法に基づく届出に関わる運用および景観まちづくりに関する展開の整理、2. 鹿児島県における、地域特性を活かした色彩計画の策定の実践、とする。これらの結果をまとめ、1) 地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、2) 地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階、を明らかにし、それらを踏まえて景観まちづくりに向けた色彩計画に関する景観施策への展開の方向性を明らかにする。以上に基づき、景観まちづくりに向けた色彩計画に関する景観施策の展開モデルの提示と具体的な提案をおこない、本研究の目的を達成する。

はじめに

はじめに、では、問題提起として景観法の制定により、その目的、良好な景観についての基本理念、行政・事業者・住民の責務が明記され、景観計画が景観施策の根幹として位置づけられた一方、実際は住民・事業者の具体的取組や、景観計画の策定や運用における地方公共団体と住民・事業者の協働や合意形成に課題があり、景観まちづくりの進展のために十分な取組がおこなわれているとは言えない現状があることを示した。つぎに、本研究の動機として、地域特性を活かした色彩計画の策定および運用方法における体系的な知見や、色彩計画を通じた景観まちづくりを推進するための景観施策のあり方を明らかにすることは、個性や活気ある地域づくりを目指して景観計画の見直しや新規策定を検討している景観行政団体に有益な知見になるという考えを説明した。つづいて、上記に示した本

研究の目的、対象、方法、構成を説明した。

つづいて、景観施策研究、景観計画研究、色彩計画研究、景観まちづくり研究の既往研究を概観した。

景観施策研究では、景観法施行以前と景観法施行以後の景観施策に関する研究成果により、景観施策の経緯、内容や課題の変化、今後の方向性が明らかにされた。そして、先行きが見通しにくい状況においては、景観施策は目標像を設定してその実現に向け、事業を推進するのではなく、地域環境のあり方や持続可能性を実現するための方針を共有、評価、位置づけることが次世代の制度につながるとされた。これらは、本研究の方向性に示唆を与えるものである。

景観計画研究では、景観法に基づく景観計画の施行開始以降、景観計画の全般的な課題から景観計画の具体的項目における課題把握に研究のテーマが変遷しており、その項目として届出制度、高さ制限、屋外広告物、広域景観形成、眺望景観形成についての詳細が検討されてきた。それらの把握には類型化の手法が採られており、とくに色彩と高さ制限については定量的な基準と定性的な基準に大別されることが明らかになっている。近年は実効性を高めるために定量的な基準が重視されているが、地域や対象の実情や住民との合意形成のあり方に合わせて定性的な基準を併用することの有効性も示されている。

色彩計画研究では、景観色彩の基礎的研究と色彩計画の運用および策定に関する研究成果により、色彩のまとまり感についての概念、日本の街並みにおける色彩の不調和やまとまりの不足、従来の実験美学的な知見を実際の都市景観にそのまま応用することの困難さ、一般的な色彩調和に当てはまらない色彩の不均衡と個性ある景観形成との関係性、地域ごとの景観形成に向けた詳細な検討の必要性、などが示された。また、景観形成基準において定量的、定性的、両者を組み合わせた基準があり、定量的な基準が指導に効果的とされている一方、定量的および定性的な基準にはそれぞれ長所と短所があることなどが示された。

景観まちづくり研究では、行政と住民との合意形成の類型化、住民の合意形成過程、住民参加の方法および効果に関する研究成果により、市民参加の階梯には、共有・協働・体制・管理といった段階が挙げられること、景観まちづくりの進展には行政と住民等の合意形成が常に不可欠であること、関係主体との価値・心情的対立の調整ができないと紛争に陥る場合があり、各地域では各主体の意見の共有および調整する体制や仕組みづくりが求められていることなどが示された。ま

た、多くの自治体で住民の運動的施策が取り組まれていること、景観計画の策定において多くの自治体を実施する具体的な住民参加方法が明らかにされていること、住民による自主規範の策定や運用手法が提案されていること、市民団体活動の基本要素は意識啓発や、事業や制度推進への参加であり、行政も支援しやすいこと、景観を捉え直す手法として色彩参画という手法が提案されていること、などが示された。

このように、各研究領域には、本研究の参考となる知見があり、地域特性を活かした色彩計画について、異なる研究領域間で共通した見解も示されている。しかし、それらを統合して新たな見解を示した研究はみられないことを確認した。そこで、本研究の位置づけを以下のように設定した。

- ・ 景観施策研究、景観計画研究、色彩計画研究、景観まちづくり研究をまたぐ学際的研究であること

- ・ 地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階を明らかにするとともに、色彩計画における景観まちづくりに向けた景観施策の展開モデルの提示と具体的に提案すること、である。

第1章

第1章では、景観法に基づく景観計画における色彩計画の概要と特徴を論じた。はじめに、景観法の概要を把握した。つぎに、景観計画の制度の概要、基本構成、策定状況を整理した。つづいて、景観法制定以前（1969年～2003年）および景観法制定以後（2004年～）の色彩計画の経緯を整理した。さいごに、両者の特徴を比較し、現在の景観計画における色彩計画の概要と特徴をまとめた。

景観法は、景観に関する基本法的な部分と、良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を規定する部分に分けることができる。基本法的な部分は、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および住民の責務が明らかにされていることを確認した。

景観計画は、景観法により景観計画の区域や、行為の制限に関する事項などが必須項目に位置づけられている。一方、これらが含まれていれば、地方公共団体

が独自に構成できる。このことから、この特性を活かし、各団体の置かれた状況に応じて策定できる自由度の高さが示された。また、各地で景観計画の策定を促進するために、国土交通省などが策定の手引きなどを作成し、情報共有を積極的におこなっていることも示された。

景観法施行以前では、1970年前後からの歴史的景観の保全に関する先進的な自治体の取組を受け、景観形成における色彩の重要性は全国の自治体で認識されていた。一方、当初は定性的な表現による指導の事例が多かったが、具体性に乏しいことや協議制度のあり方が運用上の問題となっていた。景観法施行以後は、色彩計画の策定方法の確立や景観計画における定量的な色彩基準の普及により、定量的な色彩基準による景観誘導が全国的に進展したことを確認した。

色彩計画において設定される主な景観形成基準色は、定量的な基準と定性的な基準に大別されるが、定量的な基準と定性的な基準を融合させた基準もある。定量的な表現は最低基準として、定性的な表現は目標水準として対象の程度が選択された結果であることが示唆されているが、定量的な基準は数値の有効性や客観性、運用の妥当性について、定性的な基準は審査基準として機能しにくいことなど、運用上の課題が示されており、地域の実情に応じた実効性のある色彩基準のあり方が求められており、近年は定性的な基準の再評価が求められていることを確認した。

第2章

第2章では、地域特性を活かした色彩計画の策定および運用の方向性を検討した。そのために、地域特性を活かした色彩計画を策定および運用している先進地域（札幌市、太宰府市、白馬村、品川区 旧東海道品川宿地区）と、そうでない地域（鹿児島県出水市）における色彩計画の全体像を整理し、その内容を比較した。このことにより、1)地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、2)地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階、を明らかにし、上記目的を達成することとした。

研究方法は、4つの先進地域および出水市の、地域特性、景観施策の状況、色彩計画の特徴を整理し、各色彩計画の全体像を整理した。つづいて、色彩計画の策定方法、色彩計画の運用方法、運用実績を整理した。さいごに、色彩計画の策

定方法、色彩計画の運用方法、運用実績ごとに行政と住民等との合意形成方法を整理し。資料は、4つの先進地域および出水市における景観計画や色彩計画の関連資料および関係者へのヒアリング結果を用いた。つぎに、4つの先進地域および出水市の色彩計画の全体像を比較した。

色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階を整理する際、行政と住民との合意形成の類型化に関する先行研究に基づき、本研究における行政と住民等との合意形成の段階を、行政と住民等との情報などの共有段階（以下、「共有段階」）、行政と住民等とのパートナーシップなどの協働段階（以下、「協働段階」）、行政と住民等が参画した体制の構築段階（以下、「体制構築段階」）、住民等による自主管理の段階（以下、「自主管理段階」）と設定し、あわせて、各段階の内容を設定した。ただし、第2章で明らかにする合意形成は、その頻度や強度などの詳細は十分把握できないことから、分析の際には行政と住民等との合意形成の有無のみを取り扱うこととした。

本章で得られた知見から、地域特性を活かした色彩計画の策定および運用の方向性を下記に示す。

【色彩計画の特徴】

- ・策定期間は、2年～4年を要することが多い。
- ・色彩計画の目的は、地域外から見た当該地域の地域特性を活かす視点が重要となる。
- ・対象地域は、地理的な地域特性のみならず住民等の意向を反映させた詳細な地域設定についての検討が重要となる。
- ・色彩の表現方法（定性的表現）は、地域に関連した具体的な事物による表現の検討が重要となる。
- ・色数は、地域特性に関連した具体的な色彩や、景観形成基準色か推奨色かといった役割に応じた設定が重要となる。景観形成基準色は70色、推奨色は10色程度から40色程度である。
- ・カラーシステムは、色彩の役割に応じ、地域特性に関連した具体的な事物に紐付けられた色彩値やカラーシステムの設定が重要となる。
- ・使用方法は、色彩の役割に応じ、地域特性に関連した具体的な事物に紐付けら

れた色彩値や使用方法の設定が重要となる。

【色彩計画の策定方法】

・目標設定は、周辺環境と同様とするか、調和させるか、際立たせるか、といった明確な目標設定が重要であるとともに、調和を重視した目標とする際には、地域特性や使用現場の実情に応じて、適切な明度・彩度の程度を具体的に設定することが重要となる。

【色彩計画の運用方法】

・普及・啓発方法（情報発信）は、運用の際には、多様な手段による情報発信が重要となる。

【運用実績】

・景観まちづくりに関わる運用実績は、届出に基づく運用以外の運用の推進を検討することが重要となる。

【合意形成の段階】

・色彩計画の運用方法（普及・啓発方法、届出に関わる運用方法）における合意形成の段階は、将来的に住民等による「体制構築段階」、さらには「自主管理段階」を目指す。

一方、第2章では各地域における色彩計画の概観にとどまり、実態を詳細に確認することができないことが多々あった。そこで、第3章および第4章で、1)地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、2)地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階、について、より精緻にしていくこととした。

第3章

第3章では、『札幌の景観色 70 色（以下、札幌景観色）』が札幌市の景観まちづくりの展開に及ぼした影響を詳細に明らかにした。はじめに、札幌市の景観施

策を把握した。つぎに、景観法に基づく届出に関わる札幌景観色の策定および運用方法、景観まちづくりに関わる札幌景観色の展開を整理した。さいごに、本章における 1) 地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、2) 地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階、の検討を通じ、それらを踏まえて地域特性を活かした色彩計画の策定および運用の方向性の精査を図った。

研究方法は、先行研究を踏まえ、札幌景観色に関わる行政および市民等の双方の取組を体系的に把握し、札幌景観色が札幌市の景観まちづくりの展開に及ぼした影響を明らかにした。整理にあたり、札幌景観色の策定から今日までの経緯は長期にわたるため、特徴を把握しやすくするために、札幌景観色の策定の開始から景観法に基づく札幌市景観計画の策定までの時期を、札幌景観色の策定期（2000年～2007年）とした。札幌景観色の運用および展開の時期は、運用Ⅰ期（景観法に基づく札幌市景観計画の施行時期：2008年～2016年）と運用Ⅱ期（新たな札幌市景観計画の施行時期：2017年～2021年）の2期に分けて記述した。資料は、論文、行政資料、新聞、書籍、専門職能団体の会報誌、行政等のウェブサイト、行政担当課および札幌イメージコーディネーター研究会への聞き取り注内容を用いた。

整理の方法は、上記の記述内容をもとに、現在の札幌市景観計画における取組の項目に基づき、運用Ⅰ期および運用Ⅱ期における札幌景観色に関する取組をまとめた。そのうえで、第2章で作成した色彩計画の全体像の表の枠組みに基づき、本章における 1) 地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、2) 地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階、を検討した。以上をもとに、地域特性を活かした色彩計画の策定および運用の方向性の精査を図った。

策定の経緯に関して得られた知見は、以下のとおりである。

- ・札幌景観色を中心的に策定していたのは専門家と事業者等により設立された景観まちづくり組織であり、景観まちづくり組織はその後の普及・啓発活動にも貢献した。

景観法に基づく届出に関わる札幌景観色の運用と実績に関して得られた知見は、

以下のとおりである。

- ・札幌景観色は、地域や市民の実情に応じて運用方法の緩和や、届出対象行為の追加・除外、届出を支える新たな制度の開始などの改善がその都度なされ、届出に関わる運用は安定的・効果的に実施された。
- ・景観計画の見直しにより、市民等の主体性を重視した制度へと抜本的に改善され、市内の複数地区で札幌景観色に基づいた独自の地区の色も選定され、住民等による自主管理が進展した。
- ・札幌景観色が行政および市民等によって長期的・継続的に運用されることにより、札幌市の景観施策を、地域特性に応じた市民等を主体とした取組へと発展させる手掛かりとなった。

景観まちづくりに関わる札幌景観色の展開に関して得られた知見は、以下のとおりである。

- ・札幌景観色の運用時期がすすむにつれて、行政による支援を受けた住民等が、景観まちづくり組織を設立し、札幌景観色を活用した景観まちづくり活動がおこなわれた。
- ・事業者組合や事業者による札幌景観色に関する二次的著作物やサービスの提供、社会貢献などの活動が増加した。
- ・札幌景観色が景観形成基準色という役割を超えて、札幌市のシンボルという側面からも市民等の自発的な取組による景観まちづくりを進展させる契機となった。
- ・景観まちづくりに関わる札幌景観色の展開により、札幌景観色が札幌市の総合的な景観施策に寄与したことが推測された。

一方、札幌景観色の運用に関して以下の課題もみいだされた。

- ・届出数に対して景観色彩アドバイザーが多数の案件について助言できる仕組みが求められる。
- ・事業活動による札幌景観色の改変によって、札幌景観色や地域のイメージが侵害される可能性が示された。
- ・札幌市の景観施策のさらなる進展のため、今後は札幌景観色に関わる景観資源の保全などといった新たな取組の展開とともに、札幌景観色の価値を保護する対策が求められる。

・とくに札幌景観色の知的財産権に関する考え方や、届出対象規模と行為に該当するもの以外の札幌景観色の運用を管理・把握する体制に関する検討が考えられる。

第4章

第4章では、地域特性を活かした色彩計画の策定と課題に関する実践的検討を、鹿児島県を対象としておこなった。第3章で得られた知見や課題を踏まえ、策定の実践を通じて、その成果と課題を整理した。そのうえで、本章における1)地域特性を活かした色彩計画における検討事項と、2)地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階、を明らかにし、地域特性を活かした色彩計画の策定および運用の方向性のさらなる精査を図った。

研究方法は、第2章で示した色彩計画の策定方法や先行事例を参考にしながら、第3章で得られた課題を踏まえて、以下のようにおこなった。まず、普及・啓発における知的財産権の保護・管理の対策を通じて体制化を図り、自主管理の段階を構築した。あわせて、第3章で明らかになった地域特性を活かした色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階を踏まえ、専門家を中心として、住民等、事業者等、行政による緩やかな体制を構築して色彩計画を策定した。そのほか、第3章を踏まえて種々の取組を試行した。なお、ここでの色彩計画の策定は、試行的な運用も含むこととした。

策定に関して得られた知見は、以下のとおりである。

- ・鹿児島県の地域資源を俯瞰した結果、鹿児島県は特徴的な地域特性を有しているにもかかわらず、それを積極的に表現するための景観計画における色彩計画が存在していないことが課題として挙げられた。
- ・専門家を中心として住民等との緩やかな「体制構築段階」により色彩計画を策定したところ、色彩計画の活用方法や製作現場の声など、多様な主体の意向を反映させた色彩計画が策定できた。
- ・策定の過程で、地域特性を活かした色彩計画が地域への愛着や帰属意識の醸成に寄与する可能性が示された。
- ・第3章を踏まえた新たな試みとして、複数のカラーシステムにおける色彩値の

追加、方言を取り入れた色名の設定、ロゴマークの作成、一般的な人々が記憶しやすい色数の設定、地域特性を強調する高彩度色を取り入れた。その結果、策定した色彩計画は、事業者等に社会実装化されたとともに、県内外で評価を得るなど、商品の付加価値化や認知向上に寄与した。

・景観まちづくりに関わる運用実績においては、策定期からさまざまな合意形成の段階がみられた。多くは専門家や大学との協働や体制の構築によって活用されたが、なかには、大学への知的財産権の譲渡前に設定した利用規定にしたがい、大学への使用許諾を得ずに、かごんまの色が使用された例や、かごんまの色の活用をきっかけに、県内の地域住民等によって独自のイメージカラーが考案されるなど、景観まちづくりにつながる動きがみられた。

・知的財産権の保護・管理に関する措置を講じ、大学が知的財産権の保有者となったことにより、大学による色彩計画の管理体制が構築された。

・色彩計画に対する住民等からの要望、反発、疑問を受け、普及・啓発において改善をおこなったところ、色彩計画への理解や活用がすすんだ。

・本実践は、行政以外の主体が色彩計画を策定したことや、景観まちづくりを含めた多岐に渡る運用実績が得られ、カラーシステムや使用方法の改善により、今後は景観施策の一部として位置づけられることも考えられることから、景観まちづくりに向けた色彩計画に関する景観施策への展開のひとつのモデルとなる可能性が示唆された。

策定における課題は、以下のとおりである。

・景観法に基づく届出に関わる運用はなされなかった。

・誰でも無料にかごんまの色を利用できることとしていた期間においては、市民等が専門家と緊密に情報共有を図れ、自由に利用できていたが、大学による知的財産権の保護・管理が開始されてからは、厳格な利用規定のもとで運用されるようになり、運用者は限定された。

・今後、景観法に基づく届出に関わる運用や景観まちづくりに関わる運用として活用されるためには、低彩度色の充実、色差の許容値の設定、使用方法の精査、対象となる地域ごとのきめ細やかな色彩設定などの色彩計画の改善が必要である。

・今後、景観法に基づく届出に関わる運用にあたっては、商標権を管理している大学と行政との合意形成などを踏まえてさらなる改善が必要となる。

- ・住民等への理解を得るために、色彩計画の継続的な普及・啓発が必要である。

結

結では、第3章および第4章の結果のまとめを示し、景観施策全般、景観施策の状況、色彩計画の特徴、色彩計画の策定方法、色彩計画の運用方法、運用実績、合意形成の段階について得られた知見をまとめ、景観まちづくりに向けた色彩計画に関する景観施策への展開の方向性を明らかにした。その際、色彩計画における行政と住民等との合意形成の段階の変化は、長期間を要するため、「策定期」、「運用期1」、「運用期2」に分けて、上記でまとめた行政と市民等との合意形成の段階の方向性を表で示した。

つづいて、景観まちづくりに向けた色彩計画に関する景観施策の展開モデルを提示した。地域特性を活かした色彩計画の策定および運用の方向性を踏まえ、展開先として、i. 色彩計画の策定、ii. 景観施策における届出に関わる運用、iii. 普及・啓発、iv. 景観まちづくりに関わる運用、とした。これらを対象として、①札幌景観色の策定期、運用Ⅰ期、運用Ⅱ期における行政と住民等とのモデルと、札幌景観色の運用Ⅱ期における改善点を示した展開モデル、②かごんまの色の策定期における行政と住民等とのモデルと、かごんまの色を景観施策に位置づけるための運用期の展開モデル、を作成した。

さいごに、かごんまの色を景観施策に位置づけるための運用期の展開モデルを枠組みとし、かごんまの色を鹿児島市の景観施策に位置づけるための取組を、運用期1と運用期2に分けて前述のiiからivごとに、具体的に提案した。

運用期1では、まず、行政と大学が鹿児島市における景観行政の状況を理解し、景観計画における必要な改善点を検討するとともに、地域特性を活かした色彩計画の運用が景観施策全般について与える影響について合意形成を図る。そのうえで、各主体の関係を明確にし、その後の進め方を調整するとともに、住民等との「協働段階」の確立および「体制構築段階」の形成を通じ、地域特性を活かした色彩計画について、iiからivに関して、試験的に開始することが課題となる。ここでは、かごんまの色の地域版を、行政、大学、住民等が連携して開発および運用することを想定して提案した。

運用期2では、iiからivに関して、長期的・継続的な取組をおこない、かごん

まの色の地域版の定着を図る。あわせて、行政と大学等との連携によって、住民等との「体制構築段階」を確立する。とくに、景観まちづくりに関わる運用実績については、「自主管理段階」を目指す。そのために景観計画の見直しの際には必要な改善を図り、地域や住民の実情に応じて、色彩計画を通じた景観まちづくりを総合的に展開していくことが課題となる。ここでは、これらを解決するための取組を、既存の鹿児島市のさまざまな景観施策と連動させて提案した。